

令和6年2月13日  
近検協第05-064号

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和6年1月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月度の受付台数は15,777台で前年同月比100.6%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

## 1. 定期便同封、案内書等の事前メール送信について

定期便(4～5回/月)で、各報告会社様宛に定期検査報告済証や届書類などを郵送させていただいておりますが、報告会社様から同封の送付案内書を事前にいただきたいとのご要望がありました。

今般、令和6年4月からですが、送付案内書を事前にメール送信にてご案内させていただきますので、所有者様等に済証をお渡しする段取り等に活用いただきますようお願い致します。

(郵送物との同封は継続)

また、メールの送信内容と郵送物の内容が不一致の場合は、お手数ですが速やかに協議会へご連絡をお願い致します。

【メール送信内容】：定期検査報告済証（送付案内）  
：昇降機等検査報告書【要是正】（副）送付案内  
：届書類 副（送付案内）

メール送信は、現在報告引受証に登録済のメールアドレス代表者様に送信致します。登録されたメールアドレス以外へのご希望がある場合はご一報をお願いします。また、メール送信先は1社2名までとさせていただきますのでご了承願います。

尚、定期検査報告済証再発行・基準月変更・統一要望書・内容確認依頼書等はメール内容に含まれませんのでご注意願います。

近畿ブロック昇降機等検査協議会メールアドレス [kinki-block@kbskk.or.jp](mailto:kinki-block@kbskk.or.jp)

## 2. 付箋の取扱いについて

定期検査報告書に色々な付箋を貼付し報告されておりますが、本来付箋はあくまでも補助的な役割のため、定期検査報告書の添付資料とは見做されませんのでご注意願います。

特定行政庁との打ち合わせ記録等は、付箋に記入するのではなく定期検査報告書(第二面)の【8.備考】や別紙に記入をお願いします。(例:事前打ち合わせ記録・検査済証等記録確認等)

協議会では、特定行政庁へ定期検査報告書を報告する際は、全ての付箋を取り外して報告しております。特定行政庁より打ち合わせ記録等の記入のないものについては、改善するよう指導を受けておりますのでご協力をお願い致します。

尚、協議会への伝言等(例:外字登録依頼等)は付箋又は添付対応でお願い致します。

### 3. 小型エレベーター・エスカレーターに関する告示改正の公布について

本件、令和6年1月31日付の官報で、小型エレベーター・エスカレーターに関する告示改正が公布されましたので情報提供致します。

改正内容につきましては、多岐に亘るため以下に抜粋しましたので参照願います。

#### (1). 改正の概要（エレベーター関係）

- ①小型エレベーターの床面積規定の見直し（1415号告示第3号関係）
  - ・小型エレベーターのかごの床面積を改正。現行の1.1㎡以下から1.3㎡以下に見直し。
- ②小型エレベーターの過荷重対策（1429号告示第1第1号関係）
  - ・かごの床面積が1.1㎡を超える小型エレベーターについては、床面積の拡大に伴い想定される過荷重のリスクを、小規模共同住宅等に設置するエレベーター（1415号告示第4号）と同等のブレーキ保持力を求めることで対応。

尚、(1).の改正は令和6年1月31日から施行。

#### (2). 改正の概要（エスカレーター関係）

- ①エスカレーター周辺部の安全対策（通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号、第1関係）
  - ・エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準について下表とするほか、その他の規定の整理を行った。

表 エスカレーター周辺部の構造に求められる安全基準

項目	概略図	基準
ハンドレールと誘導柵とのすき間		すき間：160mm 以上
ハンドレールと転落防止柵とのすき間		すき間：160～200mm
進入防止用仕切板と欄干部材とのすき間		すき間：110mm 以下
ハンドレールと進入防止用仕切板及び登り防止用仕切板とのすき間		ハンドレール下面からのすき間：25mm 以上

- ②ハンドレール停止検出装置の規定化（エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1424号）第2号関係）
  - ・ハンドレールの停止等の異常を検出し、踏段を停止させる装置を技術基準に追加。
- ③定期検査報告項目の見直し（昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）別表第5関係）
  - ・エスカレーターの定期検査報告の項目について、①及び②の改正に伴う規定の整理等を行った。

尚、(2).の改正は令和6年4月1日から施行。

※上記改正に伴う検査内容の詳細は添付の官報（参考1、2）を参照ください。

※改正内容につきましては「定期検査業務基準書」及び「昇降機技術基準の解説」の追補版（冊子）の発行が予定されています。

以上